

厚沢部町立厚沢部中学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日施行の「北海道いじめの防止等に関する条例」第2条では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

平成30年2月改訂の「北海道いじめ防止基本方針」では、いじめを理解するに当たって「いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。」「インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。」「児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあること…。」「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。」ことなどを留意点としてあげています。

上記の考え方のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである。」「いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得るものである。」、そして「いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。」という基本認識に立ち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しく豊かな学校生活」を送ることができるように、「厚沢部中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1 いじめ防止のための取り組み

<生徒への指導>

- ・生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやり、お互いを大切にし合い、学級・学校の一員として自覚できるような雰囲気づくりを学校全体で取り組む。また、学級・学校のルールを守ることから社会を生き抜くために必要な規範意識の醸成に努める。
- ・教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。
- ・「いじめは決して許されないことである」という認識を生徒がもつよう、人権作文や人権ポスター、標語等を作成する活動や各種行事での準備・運営において協力して行事を作りあげる心を育てる活動を意図的に計画し、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、思いやりの心や生徒一人一人が大切な存在であるといった心の通う対人交流能力の素地を養うために教育活動全体を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや傍観することも「いじめ」に部分的にでも加担しているということを丁寧に指導し、「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さについて指導する。その際、知らせることが人間として当たり前な行動であり決して悪いことではないことについても十分に指導する。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ・人と人との結びつきの基本である挨拶を中心に据え、お互いの関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって周囲に応えようとする心情を育てるために、「いじめゼロ」を目指した生徒会活動を積極的に推進する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、啓発活動として外部講師を招き、インターネットや携帯電話の安全教室等を行い、「情報モラル教育」を充実する。

<教職員の意識改革>

- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・常に研修に努め、すべての生徒が積極的に授業に参加し、授業場面で個々が活躍できるように授業改善に努める。
- ・道徳の時間の授業公開を行うなど、思いやりの心や命を大切にすることを育む指導の充実に努める。

<保護者や地域への啓発>

- ・生徒が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さについて伝える。
- ・「いじめ問題」の解決のために、学校・家庭・地域の連携が大切であることを、学校便りや道徳の時間の授業の地域への公開等で伝え、協力をお願いする。
- ・インターネットでのいじめに対応するため、パソコン、携帯電話、その他インターネット環境の利用における危険性やフィルタリングの必要性について、学級懇談や学級通信、家庭訪問等で保護者に啓発する。

2 いじめの早期発見・早期対応の在り方

- ・生徒の様子を担当をはじめ多くの教職員で見守り、気付いたことを生徒理解研修の場で共有する。
- ・様子に変化が感じられる生徒には、教職員から積極的に声かけを行い、生徒に安心感をもたせる。
- ・年2回以上のアンケート調査を行い、生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示し、生徒との信頼関係を深める。

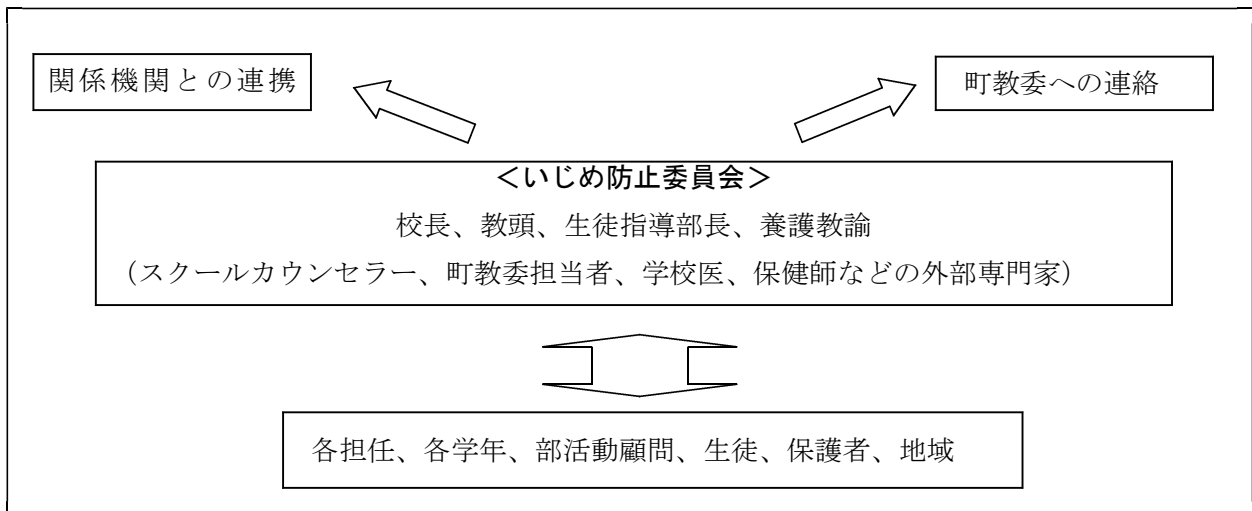
3 教育相談体制

- ・全生徒を対象とした学級担任による定期的な教育相談を6月に、全教職員による教育相談を11月に実施する。
- ・いじめに限らず、困ったことがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。
- ・教職員が気付いた、あるいは生徒や保護者から相談のあった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。

4 生徒指導体制

(1) いじめへの対応

- ・校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置付ける。構成は、校長、教頭、生徒指導部長、養護教諭とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者など外部専門家等を加え、実効的ないじめ問題の解決に資する。



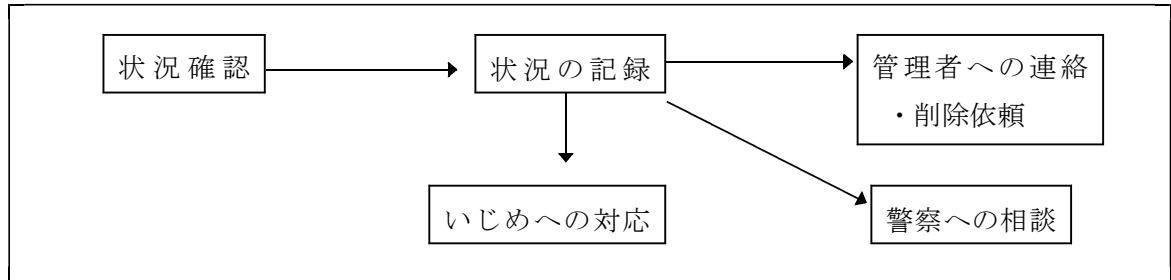
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。また、いじめの防止の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェック、必要に応じた計画の見直しなど、学校でのいじめの防止の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。具体的には、各学期に、いじめ防止委員会を開催する。その後、職員会議（校内研修）ですべての教職員にいじめ防止委員会での話し合いの結果を報告する。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年の学級担任を加え、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取扱いへの対応を考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・いじめ防止委員会は、いじめを確認した場合は、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を果たす。
また、厚沢部町教育委員会への報告、重大事態発生時の対応については、法に即して厚沢部町教育委員会及び檜山教育局に指導・助言を求める。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であることから、保護者の会合や地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを進めることを依頼する。

(2) ネットいじめへの対応

① ネットいじめの把握

- ・ 被害者からの訴え
- ・ 閲覧者からの情報
- ・ ネットパトロールでの発見

② 不当な書き込みへの対応



(3) 重大事態への対応

① 重大事態とは

- ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
- ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 高額の商品を奪い取られた場合
- イ 生徒が相当の期間を欠席することを余儀なくされている。
- ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

② 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 校内研修計画

- ・ 4月～「タイムくん」による毎日の生徒観察や日常生活・家庭学習の様子に対して助言・指導を心がける。生徒理解のための教育相談、子ども理解支援ツール「ほっと」、アンケートや観察等を実施・分析した上で、職員会議後に生徒理解交流研修を実施し、全教員による情報共有を図る。
- ・ 5月～いじめの把握のためのアンケート調査を実施し、生徒の状況把握とそれに基づいた速やかな対応を図る。
- ・ 11月～いじめの把握のためのアンケート調査を実施し、生徒の状況把握とそれに基づいた速やかな対応を図る。
- ・ 12月～2回目の生徒理解のためのアンケートを実施・分析した上で生徒理解交流研修を実施し、3学期に向けた共通理解を図る。
- ・ 毎月の定例職員会議時において生徒理解交流研修を実施し、常に全教員による情報共有を図る。